

# 福岡県公報

平成21年4月20日  
第2957号

## 目次

### 告示(第719号-第726号)

|                            |            |       |   |
|----------------------------|------------|-------|---|
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可          | (公園街路課)    | ..... | 1 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可          | (公園街路課)    | ..... | 1 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可          | (公園街路課)    | ..... | 2 |
| 基本測量の実施                    | (県土整備総務課)  | ..... | 2 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課)  | ..... | 2 |
| 県営土地改良事業計画の決定              | (農村整備課)    | ..... | 3 |
| 道路の供用の開始                   | (道路維持課)    | ..... | 3 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更      | (会計管理局会計課) | ..... | 3 |

### 公告

|             |             |       |   |
|-------------|-------------|-------|---|
| 貸金業者の登録の取消し | (中小企業経営金融課) | ..... | 3 |
| 意見募集の結果の公示  | (保健衛生課)     | ..... | 3 |

## 告示

福岡県告示第719号  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。  
 平成21年4月20日  
 福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

飯塚都市計画道路事業 3・4・8号 目尾忠隈線  
 3・5・17号 徳前旭町線

- 2 施行者の名称  
福岡県
- 3 事務所の所在地  
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県飯塚土木事務所 飯塚市新立岩8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
平成17年11月九州地方整備局告示第142号の事業地中、飯塚市菰田西3丁目地内において変更する。
  - (2) 使用の部分  
平成17年11月九州地方整備局告示第142号の事業地中、飯塚市菰田西3丁目地内において変更する。

福岡県告示第720号  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。  
 平成21年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業 3・3・25号 那珂川宇美線
- 2 施行者の名称  
福岡県
- 3 事務所の所在地  
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県那珂土木事務所 大野城市白木原3丁目5番25号
- 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更無し

(2) 使用の部分

変更無し

5 事業施行期間

自 平成15年 1 月 6 日

至 平成27年 3 月 31 日

福岡県告示第721号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成21年 4 月 20 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

宇美都市計画道路事業 3・3・1号 志免宇美線 外4路線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福岡土木事務所 福岡市東区箱崎1丁目18番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成15年 1 月九州地方整備局告示第2号の事業地中、宇美町貴船三丁目地内を削除し、宇美町宇美六丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分

平成15年 1 月九州地方整備局告示第2号の事業地中、宇美町宇美六丁目地内を削除する。

5 事業施行期間

自 平成15年 1 月 6 日

至 平成26年 3 月 31 日

福岡県告示第722号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年 4 月 20 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

| 実 施 地 域    | 実 施 期 間                          |
|------------|----------------------------------|
| 田川市、田川郡大任町 | 平成21年 6 月 1 日から<br>平成21年12月21日まで |

福岡県告示第723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年 4 月 20 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ甘木インター店

(2) 所在地 福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外

2 意見の概要

意見なし

## 福岡県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

| 縦覧に供する書類                      | 縦覧期間                         | 縦覧場所  |
|-------------------------------|------------------------------|-------|
| 県営大木地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し | 平成21年4月20日から<br>平成21年5月22日まで | 大木町役場 |

## 福岡県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年4月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名    | 供用開始の区間                              |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 朝倉     | 筑紫野三輪線 | 朝倉郡筑前町三並1504番1先から<br>朝倉郡筑前町三並416番先まで |

## 福岡県告示第726号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                | 売りさばき所   | 変更年月日          |
|---|-----------|------------------------------|--|----------------|
| 新 | 32        | 福岡市中央区天神2丁目13番1号<br>株式会社福岡銀行 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号<br>株式会社福岡銀行本店ほか54箇所<br>（今回変更した売りさばき所）<br>北九州市八幡東区中央2丁目7番21号<br>株式会社福岡銀行八幡支店 | 平成21年<br>4月20日 |
| 旧 |           |                              | 福岡市中央区天神2丁目13番1号<br>株式会社福岡銀行本店ほか54箇所<br>（今回変更した売りさばき所）<br>北九州市八幡東区中央2丁目20番1号<br>株式会社福岡銀行八幡支店 |                |

## 公 告

## 公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

| 商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 主たる営業所の所在地                    | 登録番号及び登録年月日                       | 行政処分の年月日及び内容         | 適用条文            |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|----------------------|-----------------|
| パッション<br>蘆塚 眞             | 福岡市博多区上川端町1番3号<br>キューティ冷泉401号 | 福岡県知事<br>(1)第08562号<br>平成20年2月15日 | 平成21年3月27日<br>登録取消処分 | 貸金業法第24条の6の4第1項 |

## 公告

「福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン」案について、平成21年2月24日から平

成21年3月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたが、内容等を再度検討し、一部変更を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

平成21年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更点

下線は変更部

u003c/div>

| 変 更 前  | 変 更 後  |
|--|--|
| <p>第3 ガイドラインの対象鳥獣<br/>鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定される野生鳥獣のうち、近年、県内でも生息数が著しく増加しているイノシシ及びニホンジカを対象とします。</p>   | <p>第3 ガイドラインの対象鳥獣<br/>近年、県内でも生息数が著しく増加しているイノシシ及びニホンジカを対象とします。</p>  |
| <p>第4 用語の定義<br/>4 獣肉処理業者<br/>「(3) 食品営業者」のうち、食肉処理業の許可を受け、<u>イノシシ肉等を食用に供する目的でとさつ・放血・解体・カットを行う者</u>（自家消費のために処理する狩猟者等を除く。）</p>   | <p>第4 用語の定義<br/>4 獣肉処理業者<br/>「(3) 食品営業者」のうち、食肉処理業の許可を受けた者（<u>解体されたイノシシ肉等を分割又は細切するのみの者、及び自家消費のために処理する狩猟者等を除く。</u>）</p>  |
| <p>第5 狩猟者等の遵守事項<br/>1 捕獲<br/>(2)カ 皮下に膿瘍が多数認められるもの（3箇所程度）</p>   | <p>第5 狩猟者等の遵守事項<br/>1 捕獲<br/>(2)カ 皮下に高度の化膿巣又は膿瘍が多数認められるもの（3箇所以上）</p>   |
| <p>第7 獣肉処理業者の遵守事項<br/>3 衛生基準<br/>(1) 処理の原則<br/>ア と体で搬入されたイノシシ等は、<u>とさつ日に解体を行ってください。</u><br/>やむを得ず<u>とさつ日</u>に処理を行うことができないと体は、食肉用の冷蔵庫とは区別された専用の冷蔵庫で保管してください。（略）</p> | <p>第7 獣肉処理業者の遵守事項<br/>3 衛生基準<br/>(1) 処理の原則<br/>ア と体で搬入されたイノシシ等は、<u>受入日</u>に解体を行ってください。<br/>やむを得ず<u>受入日</u>に処理を行うことができないと体は、食肉用の冷蔵庫とは区別された専用の冷蔵庫で保管してください。（略）</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>第7 獣肉処理業者の遵守事項<br/>4 製品の自主検査<br/>(1) 自主検査項目 略<br/>(2) 自主検査頻度 略</p>                      | <p>第7 獣肉処理業者の遵守事項<br/>4 製品の自主検査<br/>(1) 自主検査項目 略<br/>(2) 自主検査頻度 略<br/>(3) <u>参考値</u><br/>資料3「平成19年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査結果」</p>   |
| <p>第9 自治体の責務<br/>1 動物由来感染症など疾病への対応 略<br/>2 狩猟者等及び野生獣肉処理責任者への衛生教育と指導 略<br/>3 消費者教育の実施 略</p> | <p>第9 自治体の責務<br/>1 動物由来感染症など疾病への対応 略<br/>2 狩猟者等及び野生獣肉処理責任者への衛生教育と指導 略<br/>3 消費者教育の実施 略<br/>4 <u>ガイドラインの見直し</u><br/>県は、<u>イノシシ肉等の流通状況及び危害発生状況に応じて、あるいは5年を目途として、ガイドラインの運用等について検討を加え、見直しを行うもの</u>とします。</p> |
| <p>異常確認記録表<br/>個体番号</p>  | <p>異常確認記録表<br/>個体管理番号</p>   |

なお、表現の整理等内容に反映しない変更点については、省略します。

2 公布日

平成21年4月1日

3 問い合わせ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092 - 643 - 3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp